

令和6年12月12日

教員各位

教育推進・学生支援機構
鶴原 清志

「PBLセミナー」の開設と授業運営にかかる経費の一部補助について

平素より、三重大大学の教育の充実にご尽力いただき感謝申し上げます。

本学では平成17年に全国に先駆けてPBL 教育を導入し、今日まで全学的に展開して参りました。これまで、PBLを取り入れた多様な授業実践を通して「4つの力」の育成に取り組んできていただきましたが、それに加え、新たに加わった「行動する力」を育む教育方法・教育形態として、より一層拡充させたいと考えています。

つきましては、来年度も引き続き、多くの先生方の授業にPBLを導入して頂き、学生の能動的な学びを促進していただきたいと考えております。PBL教育推進プロジェクトでは、授業担当者からの申請に基づき、PBLを導入している授業に「PBLセミナー」の称号を付与し、授業運営にあたり必要な経費の補助を行っております。学生が能動的に学び、「行動する力」を発揮する場面を充実化させる手立てとして、この支援金をぜひご活用いただきたいと考えております。また、授業担当者の先生方には、授業上の工夫や課題について語り合い、交流する機会も設けております。これらを通して、PBL教育のさらなる質の向上と充実化を促進したいと考えております。

来年度、授業にPBLを取り入れるご計画の先生方におかれましては、下記の要件をご参照いただきご申請をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

お問い合わせ先

教育推進・学生支援機構 教育企画部門
PBL教育推進プロジェクト 代表 下村智子
TEL 059-231-9328 (内線 9328)
E-mail pbl-p@dhier.mie-u.ac.jp

記

新設または既存の授業科目で、「1. PBL セミナーの定義」および「2. 開講ガイドライン」に該当するもので、申請されたものに「PBLセミナー」科目の名称を付与します（授業科目名の変更の必要はありません）。また、それらの授業には支援金を配分します。

1. PBL セミナーの定義

原則として、問題・課題の発見と解決に向けた学生の主体的な学修活動として展開される授業であり、グループ学習と事前・事後の課題に基づく自己学習で構成される授業

2. 開講ガイドライン

- (1) 少人数のグループによるプレゼンテーションや制作活動等による成果発表と振り返りの活動が組み込まれていること。
- (2) 授業を開放し、他の教員が授業参観できる機会を設けること。
- (3) PBL セミナーとしての質を保証するため、授業担当教員は「授業検討交流会」とPBLにかかわるFD 研修等に参加することが望ましい。
- (4) 実践内容について、授業後にA4一枚程度にまとめること（PBLセミナー授業報告として実践報告にまとめ、年度末に発行します）。

3. 予算計画書の作成と支援金の配分について

PBLセミナー開設にあたり、授業運営に必要な経費を支援金として配分します。

配分額は、申請時に提出していただいた「予算計画書」をもとに決定します。「4. 令和7年度PBLセミナーの重点項目」に示す項目のいずれかに該当する授業については4万円まで、これらに該当しない授業については2万円までとします。

なお、①今回初めて申請される方については、3年間は継続して4万円を上限に配分いたします（毎年「予算計画書」の提出もお願いいたします）。申請内容に基づき、必要な情報提供等含め、PBL教育推進プロジェクトが継続的に支援いたします。

4. 令和7年度PBL セミナーの重点項目

- ① 今回初めて申請される方
- ② 学外との連携が含まれるPBL授業（支援金の使途の例：他大学との連携、学外の有識者の招聘にかかる謝金、プロジェクト活動の一環として学外での学習活動にかかる経費（交通費、入館料など）の一部補助）
- ③ 国際理解や国際交流の活動を含むPBL授業（例：COIL型授業）
- ④ 学生の主体的なものづくりを含むPBL授業

5. PBL セミナー開設にかかる手続きや注意点

- (1) 令和7年度PBLセミナーの開設を予定される先生は、「PBL セミナー授業計画概要」と「予算計画書」をGoogle Forms (<https://forms.gle/RbhxP1MASxkH18jt7>) より提出してください。申請の締め切りは、令和7年2月2日（金）とさせていただきます。なお、予算計画書は、教育推進・学生支援機構のホームページ (<https://www.hedp.mie-u.ac.jp/ir/pbl/>) からファイルをダウンロードしてください。提出された内容についてPBL教育推進プロジェクトで協議し、支援金の配分額を決定します。
- (2) PBL セミナーとしてよりよい授業づくりに向けて、令和7年2月もしくは3月に「授業検

討交流会」を開催しますのでご参加下さい（日時と場所は改めてご連絡いたします）。授業開設のポイントの確認、課題設定、問題探究など授業展開の手がかり等について、他の授業担当者と共に意見交換を通して認識を深めます。

- (3) 授業期間中には相互に授業参観を行うとともに、年度末に「授業検討交流会」を実施します。授業の実践報告を手掛かりとして学修成果とその評価などについて情報の共有と意見交換を行います。
- (4) 受講生数が著しく少なく、グループでの学習活動が困難であると判断される場合には、2. の開講ガイドラインを満たしているかどうか、再度確認をさせていただく場合があります。

以上